

下記のものにつき、住所及び居所が不明のため、送達が不能であった。よって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条（地方税法の準用）及び、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条（地方税法の準用）において準用する、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により下記のとおり公示送達する。なお、当該書類は本職において保管し、送達を受ける者から申し出があったとき、これを交付する。

令和8年6月30日

文京区長 成澤 廣修



記

- |              |               |
|--------------|---------------|
| ・送達を受けるべき者   | 別紙 対象者一覧のとおり  |
| ・送達があったとみなす日 | 令和8年7月7日（火）   |
| ・交付場所        | 文京区役所国保年金課    |
| ・種別          | 国民健康保険法に関する通知 |

